

令和 6 年 度

岡崎市額田郡模範造林組合一般会計歳入歳出決算審査意見書

岡 崎 市 監 査 委 員

7 監第 76 号
令和 7 年 8 月 1 日

岡崎市長 内 田 康 宏 様

岡崎市長	岡崎市長	岡崎市長	岡崎市長
岡崎市長	岡崎市長	岡崎市長	岡崎市長
岡崎市長	岡崎市長	岡崎市長	岡崎市長
岡崎市長	岡崎市長	岡崎市長	岡崎市長

令和 6 年度岡崎市額田郡模範造林組合一般会計決算審査意見の提出について

地方自治法施行令第 218 条の 2 及び岡崎市額田郡模範造林組合規約第 13 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 6 年度岡崎市額田郡模範造林組合一般会計の決算及び関係書類を岡崎市監査基準の規定に基づき審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

目 次

第 1	審 査 の 種 類	5
第 2	審 査 の 対 象	5
第 3	審 査 の 期 間	5
第 4	審 査 の 着 眼 点	5
第 5	審 査 の 実 施 内 容	5
第 6	審 査 の 結 果	5
第 7	決 算 の 概 要	6
1	総 括	6
2	一 般 会 計	6
3	財 産 に 関 す る 調 書	8
むすび		11

注 比 率 は、小 数 点 以 下 第 2 位 を 四 捨 五 入 し た。
--

令和 6 年度岡崎市額田郡模範造林組合
一般会計歳入歳出決算審査意見

第 1 審査の種類

地方自治法施行令第 218 条の 2 及び岡崎市額田郡模範造林組合同規約第 13 条第 2 項の規定に基づき審査に付された岡崎市監査基準第 4 条第 2 項の規定による審査

第 2 審査の対象

令和 6 年度 一般会計歳入歳出決算

第 3 審査の期間

令和 7 年 5 月 15 日から同年 8 月 1 日まで

第 4 審査の着眼点

歳入歳出決算書、同決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（以下「決算書等」という。）が、関係法令に準拠して作成され、その計数は正確で、予算執行及び財政運営は適正に行われているか等を審査した。

第 5 審査の実施内容

この審査は、地方自治法第 1 条の 3 第 3 項及び第 284 条第 2 項の規定に基づく一部事務組合である岡崎市額田郡模範造林組合が令和 7 年 3 月 31 日をもって解散したことに伴い、同日付けで打ち切られた令和 6 年度決算について、岡崎市監査委員が行ったものである。

岡崎市監査基準の規定に基づき、市長から送付された決算書等及び証書類を、関係諸帳簿、証拠書類と照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

第 6 審査の結果

審査に付された決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確で、予算の執行及び財政運営も適正であると認められた。

第7 決算の概要

1 総括

一般会計における決算の概要は、次のとおりである。

令和6年度における一般会計の予算現額は10,925,000円で、これに対して決算額は次のとおりである。

歳入 10,921,567 円

歳出 10,790,115 円

差引 131,452 円

このうち、翌年度へ繰り越すべき財源は0円であるので、実質収支額は、131,452円となっている。

2 一般会計

(1) 歳入

一般会計歳入決算額は10,921,567円で、予算現額10,925,000円に対し収入率は100.0%である。

また、調定額に対する収入率は100.0%である。

歳入科目は6款に区分されており、各款別の状況は、次のとおりである。

ア「1 款 分担金及び負担金」

収入済額は9,000,000円で、予算現額9,000,000円に対する収入率は100.0%である。

収入は、次のとおりである。

1 項 分担金 9,000,000 円

イ「2 款 県支出金」

収入済額は0円で、予算現額1,000円に対する収入率は0.0%である。

ウ「3 款 財産収入」

収入済額は619円で、予算現額2,000円に対する収入率は31.0%である。

収入は、次のとおりである。

1 項 財産運用収入 619 円

エ「4 款 繰入金」

収入済額は941,000円で、予算現額941,000円に対する収入率は100.0%である。

収入は、次のとおりである。

1 項 基金繰入金 941,000 円

オ「５款 繰越金」

収入済額は 527,948 円で、予算現額 528,000 円に対する収入率は 100.0%である。

収入は、次のとおりである。

１項 繰越金 527,948 円

カ「６款 諸収入」

収入済額は 452,000 円で、予算現額 453,000 円に対する収入率は 99.8%である。

収入は、次のとおりである。

２項 雑入 452,000 円

(2) 歳出

一般会計歳出決算額は 10,790,115 円で、予算現額 10,925,000 円に対し執行率は 98.8%である。

歳出科目は 7 款に区分されており、各款別の状況は、次のとおりである。

ア「１款 議会費」

支出済額は 554,265 円で、予算現額 555,000 円に対する執行率は 99.9%である。

支出は、次のとおりである。

１項 議会費 554,265 円

なお、不用額は 735 円である。

イ「２款 総務費」

支出済額は 6,997,431 円で、予算現額 7,001,000 円に対する執行率は 99.9%である。

支出は、次のとおりである。

１項 総務管理費 6,908,631 円

２項 監査委員費 88,800 円

主なものとしては、「１項 総務管理費」、「１目 一般管理費」で岡崎市に対する事務費交付金 6,616,096 円である。

なお、不用額は 3,569 円である。

ウ「３款 林業費」

支出済額は 3,237,800 円で、予算現額 3,266,000 円に対する執行率は 99.1%である。

支出は、次のとおりである。

１項 林業費 3,237,800 円

主なものとしては、「1 項 林業費」、「2 目 林業事業費」で宮崎団地保育間伐業務委託料 1,997,600 円及び作業道修繕工事請負費 1,188,000 円である。

なお、不用額は 28,200 円である。

エ「4 款 公債費」

支出済額は 0 円である。

なお、不用額は 1,000 円である。

オ「5 款 財政安定化基金費」

支出済額は 619 円で、予算現額 1,000 円に対する執行率は 61.9% である。

支出は、次のとおりである。

1 項 財政安定化基金費 619 円

なお、不用額は 381 円である。

カ「6 款 諸支出金」

支出済額は 0 円である。

なお、不用額は 1,000 円である。

キ「7 款 予備費」

支出済額は 0 円である。

なお、不用額は 100,000 円である。

3 財産に関する調書

財産の各項目についての概要は、次のとおりである。

(1) 公有財産

ア 土地及び建物

区分	土地〔地積〕		
	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
山 林	m ² 184,153	m ² 0	m ² 184,153
合 計	184,153	0	184,153

土地は本年度の増減なし。建物は該当するものなし。

イ 山林

土地の 権利の 区分	面積			立木の推定蓄積量		
	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
	m ²	m ²	m ²	m ³	m ³	m ³
所 有	184,153	0	184,153	9,646	0	9,646
分 収	667,723	0	667,723	28,528	0	28,528
合 計	851,876	0	851,876	38,174	0	38,174

本年度の増減なし

ウ 動産

該当するものなし

エ 物権

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
	m ²	m ²	m ²
地 上 権	667,723	0	667,723

本年度の増減なし

オ 無体財産権

該当するものなし

カ 有価証券

該当するものなし

キ 出資による権利

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
	円	円	円
岡崎森林組合	6,000	0	6,000

本年度の増減なし

ク 不動産の信託の受益権

該当するものなし

(2) 物品

該当するものなし

(3) 債権

該当するものなし

(4) 基金

区分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
	円	円	円
現金	21,775,346	△21,775,346	0

現金（普通預金・定期預金）が前年度末と比較して 21,775,346 円の減となっている。

なお、令和 7 年 3 月 31 日時点の現在高(21,363,965 円)について、岡崎市額田郡模範造林組合の財産処分に関する協議書（以下、「協議書」という。）に基づき、全額を岡崎市及び幸田町にそれぞれ配分した。

むすび

以上、令和 6 年度の一般会計決算の審査概要を述べた。

一般会計決算においては、歳入は 10,921,567 円、歳出は 10,790,115 円で、打切決算により翌年度に繰り越すべき財源がないことから、実質収支額が 131,452 円計上されている。なお、決算剰余金となる 131,452 円は協議書に基づき、岡崎市に帰属されている。

財産の状況においては、公有財産について、年度末現在高は山林を 184,153 m² 所有し、667,723 m² が分収造林（地上権）となっている。なお、これらは協議書に基づき岡崎市に帰属されている。財政安定化基金について、令和 6 年度中に協議書に基づき岡崎市及び幸田町にそれぞれ配分されており、年度末現在高は 0 円となっている。

このたび、「企業の森」や「森林サービス産業の活動拠点」等、多角的な視点から森林の整備及びその活用を実施し、民間資金や森林環境譲与税等を森林整備の原資として森林の循環利用を図るため、岡崎市額田郡模範造林組合は解散したものである。明治 43 年以来、長年にわたり組合が果たしてきた役割と蓄積された知見が、今後の森林整備に活かされることを望むものである。